電子レセプトによる請求を行う 保険薬局の皆さまへ

社会保険診療報酬支払基金 北関東地域審査事務センター・審査委員会事務局 埼玉県国民健康保険団体連合会

※必ずお読みください 電子レセプトにおける記録方法のお知らせ

令和4年10月調剤分以降は、電子レセプトによる請求を行う場合、記載要領通知の別表 I にコードが記載されている全ての項目(調剤行為等)について、該当するコードを選択することと定められております。

このため、<u>該当するコードが選択されていない場合、記載要領通知に係る不備により、原則、『返戻』となります</u>。

(受付・事務点検ASPチェック(※)の対象となります。)

ついては、記載事項のある項目(調剤行為等)は、該当するコードを選択の上、レセプト提出いただくよう、ご協力よろしくお願いいたします。

※ オンライン請求を行う保険薬局が、審査支払機関の事務点検プログラムを利用して、事前 に記載事項等の不備を確認できる機能

【記載要領通知 令和4年3月25日付け厚生労働省通知保医発0325第1号】

別表 I 調剤報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧 **<一部抜粋>**

項番	区分	調剤行為 名称等	記載事項	レセプト 電算処理 システム 用コード	左記コードによるレセプト表示文言	令和4年 4月1日 適用
2	01	薬剤調製料 (内服薬)	した場合) 「配合不適等調剤技術上の必要性から個別に調剤した場合」、「内服用固形剤(錠剤、カプセル剤、散剤等)と内服用液剤の場合」、「内服錠、チュアブル錠及び舌下錠等のように服用方法が異なる場合」又は「その他」から最も当てはまる理由をひとつ記載するごと。「その他」を選択した場	820100367	薬剤調製料(内服薬):配合不適等調剤技術上 の必要性から個別に調剤した場合	*
				820100368	薬剤調製料(内服薬):内服用固形剤(錠剤、 カプセル剤、散剤等)と内服用液剤の場合	*
				820100369	薬剤調製料(内服薬):内服錠、チュアブル錠 及び舌下錠等のように服用方法が異なる場合	*
				830100001	薬剤調製料(内服薬):その他理由;*****	*